

# 戦争法案を廃案に

金安 弘

はじめに

政府与党は、7月15日衆議院安全保障特別委員会での強行採決、16日に衆議院本会議での強行採決を追求しています。憲法59条での60日間ルールを使って再可決するための時間がないこと、続ければ続けるほど国会内外で与党側にボロが出てしまうこと、アメリカとの約束で夏の終わりまでには新安保縫製を成立させねばならないこと。従って、国民多数の反対を無視して強行採決を目指す以外にありません。この戦争法制を憲法違反と考える自民・公明の議員にも呼びかけて強行採決をやめさせましょう。

7月27日まで採決を断念させることができれば60日間ルールを使うことができなくなります。仮に採決され、参議院が戦争法案を受け取り、委員会が開始されたら、国会内外で更に反対の声を大きくするために動きましょう。今国会で成立したとしても、戦争法制を発動させない陣形を作る基礎になります。少なくとも安倍首相は退陣させましょう。それが、来年の憲法改悪攻撃をストップさせることにつながります。今は強行採決をストップさせる一点に集中しましょう。

そこから廃案に向けた展望が見えてきます。9月27日の国会閉会までなんとしてもがんばりましょう。それが、辺野古の連続行動への連帯につながっていくと考えています。

## PKO 法案改悪こそが本命

なぜ、安保法制を戦争法と言わねばならないか。「海外で武器使用ができる」と繰り返し記されています。つまり「海外で武力行使ができる」法制だからです。安倍政権の言っていることを要約すれば、「平和のための戦争ができる法律です。」ということになります。憲法9条は、「武力の行使は、永久にこれを放棄する」と規定しています。だから憲法違反の法律と言えます。後方支援も戦争の重要な部分です。「世界中でアメリカ軍を後方支援する。それが日本の安全保障につながる。」と言っているわけです。これは、「アメリカ軍と一緒に戦争をすることが日本の安全につながる。」というのと同じです。正直に「国民の皆様、日本の国益を守るために戦争ができる法律です。」と言えばいいのに、「平和主義」という使い慣れない言葉で説明しようつりするから一層わけがわからなくなります。百歩譲って、将来の

危機に対応するための法制と理解してみましょう。

では、PKO 法改悪はどうか。南スーダンの依然として内戦状態で、食糧事情の悪化が続き、その中でも自衛隊は毎日危機と向き合っています。道路や橋の建設も政府の敵対者から見れば敵対物とみなされます。政府軍がそれらを使って進軍してきた場合、今の法律では自衛隊は活動の縮小、あるいは宿営地に引きこもるしかありません。しかし、改悪されたらどうなるか。「駆けつけ警護」での武力行使、「安全確保活動」という名の武力行使を使つての治安維持活動、国連の要請ではない「人道復興支援活動」の拡大、武器の使用の 에스カレートと任務の拡大。それは、中立的立場から紛争当事者になってしまいます。

防衛省も外務省も現地の自衛隊員の立場からこの PKO 法が改悪されることの意味を考えようとしません。

改悪された PKO 法では国連だけではなく、アメリカに利害を持つ EU 諸国からの要請に応ずるのが外務省の望みです。血を流して国連の常任理事国入りへの望みを実現したいからです。

これから起こりうる危機ではなく、目前の危機に対応するための法案としての改悪 PKO 法です。PKO5原則に従ってすぐに撤退するのが正しい危機対応だと考えます。

この、PKO 法改悪一点から見ても、命に関わる過重な負担を自衛隊員に押し付け、海外で次々に日本の敵を作っていくことになる戦争法案の廃案を目指していきましょう。



2011年にスーダンから南スーダンが独立。しかしスーダン国内では軍事紛争となり、これに対処するために約60か国からPKOの部隊の兵士や警察官7600人、文民の要員やボランティア2500人が派遣された。日本の陸上自衛隊は首都ジュバ（ジブチ）に施設部隊約350人を派遣。キャンプ・ルモニエに隣接する軍民共有のジブチ国際空港をフランスと共同使用している